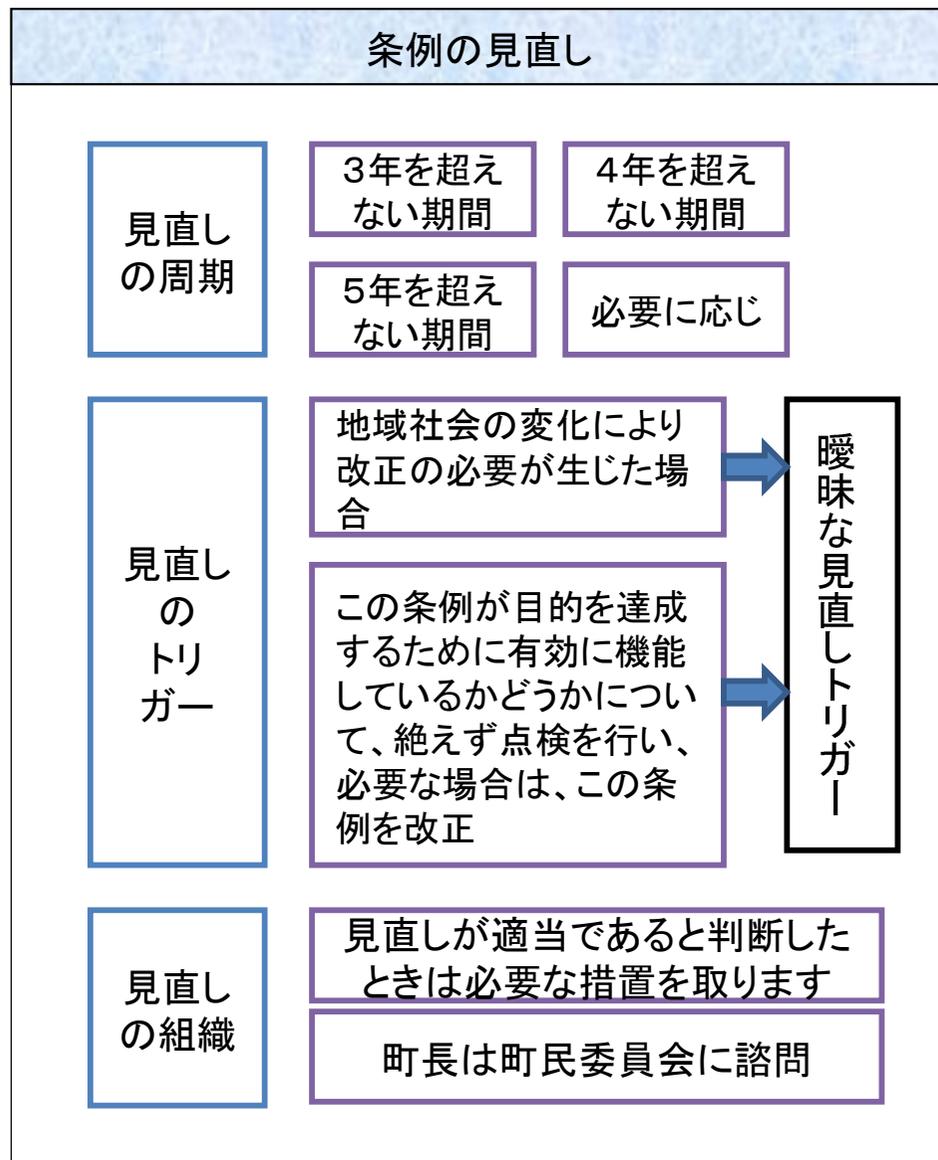


自治基本条例の概要
(見直し・町民委員会)

平成22年2月22日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

自治基本条例の(12)条例の見直し P96



ポイント

(1) 条例の見直し周期

①4年を超えない期間ごとに ②5年を超えない期間ごとに の2つがほとんどである。4年は選挙を、5年は実施計画を意識している。したがって、前者は政策実現において足らざるものを補うことであり、後者は計画が実現出来なかったことを補うために見直しが必要になる。最長が4年や5年であり、その前でも見直しができるようになっているので、柔軟に見直しができる。

(2) 条例見直し機関の設置

条例見直しは重要なことであり、条例見直しが曖昧な規定は良くない。八雲町自治基本条例(行政素案)第48条第2項では「町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会(八雲町民自治推進委員会)に、必要な意見を求めるものとします」と明確にしている。

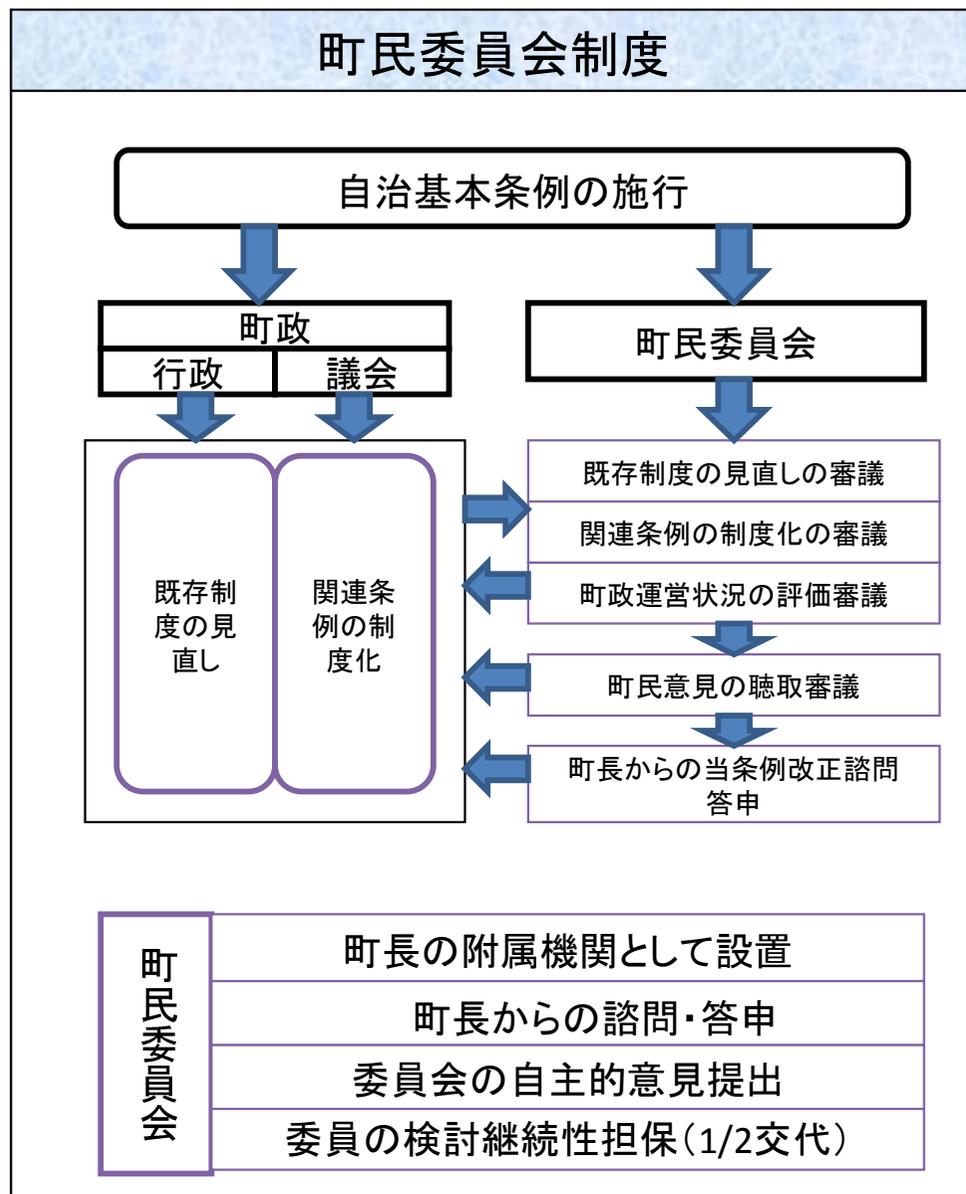
(3) 条例見直しの発議者

条例見直しの発議者は①住民、②議会の議員、③首長である。しかし、条例見直しという重要なことは市民参加による委員会の審議結果を答申としてされてものを行政が条例改正案として議会提案することで、議会での議論がされ、まち全体の総意が反映される。

自治基本条例の(12)条例の見直し

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	八雲町	美幌町
見直し	なし	(条例の見直し) 第36条 町長は、この条例の施行日から 5年を超えない期間 ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。 2 町長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度等の 見直し が 適当であると判断したときは必要な措置 を取ります	(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して 4年を超えない期間 ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて 必要な見直しを行うもの とする。	※具体的な規定はないが、第33条に基づく「川崎市自治推進委員会」の調査審議が補完していると考えられる。	(見直し) 第43条 市長は、 5年ごと に、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、 定期的な見直しを行わなければならない 。 2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。 3 市長は、前2項の 見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない 。 4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。 (改正手続) 第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合(地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。)は、この条例の趣旨を踏まえ、 あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない 。	第13章 条例制定等の手続(条例制定等の手続) 第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。 (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。 第15章 この条例の検討及び見直し(この条例の検討及び見直し) 第57条 町は、この条例の施行後 4年を超えない期間 ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、 この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるもの とする。	第11章 条例の見直し 1 条例の見直し (1) 町長は、この条例の施行後 4年を超えない期間 ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとし ます。 (2) 町長は、前項に規定する検討にあたっては、 別に定める八雲町民自治推進委員会(仮称)に、必要な意見を求めるもの とします。 (3) 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、 この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるもの とします。	

自治基本条例の(13)町民委員会制度 P94



ポイント

(1)町民委員会の必要性

市民懇話会の議論では自治基本条例を検討する過程で検討が十分に出来なかった項目が残っている場合がある。是非、町民委員会で継続検討し、見直し時に反映したいという意見が出る。

(2) 町民委員会の役割

八雲町自治基本条例(行政素案)第49条第1項では「この条例を守り育て、実効性を高めるため」第2項では「町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。

- ① この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項
- ② この条例の見直しに関する事項
- ③ 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項」と町民委員会の役割を具体的に規定している。

(3) 町民委員会の組織構成

八雲町自治基本条例(行政素案)第49条第3項では「町民委員会は、委員10人以内をもって組織します」第4項では「委員の任期は、2年とし、**再任を妨げないもの**とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします」と町民委員会の組織構成について具体的に規定している。その他の内容は規則に委任している。**課題は同じ委員が長期間委員であることの是非⇒任期を最長3期(6年)までとするなど検討が必要**

自治基本条例の(13)町民委員会制度

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	八雲町
町民委員会	なし	なし	<p>第8章 苫小牧市民自治推進会議</p> <p>第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</p> <p>2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を経て、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。</p> <p>(参考)本条に基づき、「川崎市自治推進委員会」が設置されている。</p>	なし	なし	<p>2 八雲町民自治推進委員会(仮称)</p> <p>(1) この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として八雲町民自治推進委員会(仮称)(以下「町民委員会」という。)を設置します。</p> <p>(2) 町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。</p> <p>① この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>② この条例の見直しに関する事項</p> <p>③ 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項</p> <p>(3) 町民委員会は、委員10人以内をもって組織します。</p> <p>(4) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>(5) 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>